## 子ども手当の抜本的見直しを求める意見書

平成22年3月26日に国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支給をすることになり、今の赤字財政の状況では支給財源はすべて国債に依存することになる。

いわば、子や孫の世代にお金を借りて今の親を支援するということに他ならず、 このまま恒久的財源の目途が全くついていない状況において恒久的政策として続け ていけば、国の財政は完全に破綻することは明白である。

しかも、子ども手当の政策目的が全く不明確であり、例えば、少子化対策を考えるなら第2子、第3子への支援を強化すべきである。子育てに対する経済的支援ならば、所得の低い家庭により手厚い支援をすべきであり、子どもの給食費や医療費の無料化、保育サービスや幼児教育の充実などの政策をとるべきである。

また、本当に子どもの将来のことを考えるなら、未来に希望や夢を持てる政策を 取るべきであるが、民主党政権は事業仕分けで、芸術や研究分野の予算を削ってお り、日本の夢や希望を削るようなものである。一方で、現金給付のみの子ども手当 を推進することは、甚だ疑問である。

また、子ども手当の受給資格は、国籍を問わずにただ「日本国内に住所を有する」となっている。このことは、日本国に居住する外国籍を有する人々の子どもが本国に住んでいても子ども手当が支給される一方、海外赴任中の日本人は、例え日本国内に子どもが住んでいても、子ども手当を受給することができないなど多くの疑問がある。

以上、子ども手当は、日本の子どもたちや孫たちの利益を考えて、永久的な制度 として存続されるべきものではなく、現行制度の抜本的見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

あわら市議会

衆議院議長横路孝弘参議院議長江田五月殿内閣総理大臣首直人殿財務大臣野田佳彦殿厚生労働大臣長妻昭殿